

○ 平成十年大蔵省告示第二百二十八号（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件）

改正案	現行
（生命保険募集人に係る制限が適用されない場合） 第一条（略） 2 令第四十条第二号に規定する生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社（法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）として金融庁長官の定める者は、次に掲げる損害保険会社（法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等を含む。以下同じ。）の子生命保険会社（当該損害保険会社が法第百六条第四項の認可を受けてその総株主の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する生命保険会社をいう。）又は提携先生命保険会社（当該損害保険会社が法第九十八条第二項（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可を受け若しくは法第九十八条第二項ただし書（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしてその業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社又は法第九十八条第二項の認可を受け若しくは同項ただし書の規定による届出をして当該損害保険会社の業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社をいう。）とする。 一・二（略）	（生命保険募集人に係る制限が適用されない場合） 第一条（略） 2 令第四十条第二号に規定する生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社（法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）として金融庁長官の定める者は、次に掲げる損害保険会社（法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等を含む。以下同じ。）の子生命保険会社（当該損害保険会社が法第百六条第四項の認可を受けてその総株主の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する生命保険会社をいう。）又は提携先生命保険会社（当該損害保険会社が法第九十八条第二項（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可を受けてその業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社又は同項の認可を受けて当該損害保険会社の業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社をいう。）とする。 一・二（略）

3 令第四十条第二号に規定する金融庁長官の定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 (略)

二 前項に規定する損害保険会社の子生命保険会社若しくは提携先生命保険会社又は法第九十八条第二項の認可を受け若しくは同項ただし書に規定による届出をしてこれらの生命保険会社の教育及び管理の代行を行う一の損害保険会社において、当該生命保険募集人の教育及び管理を担当する者が配置されていること。

第三条から第五条まで 削除

3 令第四十条第二号に規定する金融庁長官の定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 (略)

二 前項に規定する損害保険会社の子生命保険会社若しくは提携先生命保険会社又は法第九十八条第二項の認可を受けてこれらの生命保険会社の教育及び管理の代行を行う一の損害保険会社において、当該生命保険募集人の教育及び管理を担当する者が配置されていること。

(不動産の取得に含まれる資金)

第三条 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第四十八条第一項第二号及び第四百四十条第一項第二号に規定する金融庁長官が定めるものは、不動産に係る権利金、保証金、敷金その他勘定科目又は名称のいかんにかかわらず不動産の取得のために支出する資金並びに海外不動産現地法人(規則第五十六条の二第一項第二十三号に規定する業務を行う外国の会社をいう。)に対する出資及び貸付けとする。

(特定運用資産)

第四条 規則第四十八条第一項第四号及び第四百四十条第一項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 適格格付業者(金融庁長官が別に指定する者をいう。以下この項において同じ。)から格付(投資適格相当以上のものに限る。

以下この項において同じ。）を付与されていない無担保の債券（次に掲げるものを除く。）

イ 適格格付業者から格付を付与されている者が発行した債券又は格付を付与されている者がその元本の償還及び利息の支払について保証（保証予約のうち、債権者たる保険会社が保証契約を成立させる意思の表示をした時から保証契約の効力を生ずるものを含む。以下同じ。）をした債券

ロ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場している株券の発行者である会社又はこれに準ずる会社（以下「上場会社等」という。）が発行した債券又は上場会社等がその元本の償還及び利息の支払について保証をした債券

ハ OECD諸国（OECD加盟国及びIMFの一般借入取極によりIMFと特別な貸付取極を締結している国をいう。以下同じ。）の中央政府、地方公共団体、政府関係機関若しくは公企業又は国際機関が発行した債券又はこれらの者がその元本の償還及び利息の支払について保証をした債券

ニ 当該保険会社の子会社等（法第九十七条の二第三項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）が発行した債券

二 適格格付業者から格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付金（次に掲げるものを除く。）

イ 適格格付業者から格付を付与されている者又は上場会社等が

保証をした貸付金

ロ OECD諸国の中央政府、地方公共団体、政府関係機関若しくは公企業又は国際機関に対する貸付金又はこれらの者が保証をした貸付金

ハ 適格格付業者から格付を付与されている者又は上場会社等の子会社（当該上場会社等がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。）に対する貸付金

ニ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）に規定する信用保証協会が保証をした貸付金

ホ 当該保険会社の子会社等に対する貸付金又はこれらの者が保証をした貸付金

ヘ 株式会社共同債権買取機構及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第三条第一項第一号の規定により設立された株式会社に對する貸付金

ト 住宅の購入に必要な資金その他の消費者に對する資金に係る貸付金、保険約款の規定による貸付金又はコールローン

三 適格格付業者から格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付有価証券（次に掲げるものを除く。）

イ 金融商品取引法第二条第三十項第二条第三十二項に規定する証券金融会社に対する貸付有価証券

ロ OECD諸国の中央政府、地方公共団体、政府関係機関若し

くは公企業又は国際機関に対する貸付有価証券

ハ 当該保険会社の関連会社又は海外現地法人に対する貸付有価証券

2 前項第一号から第三号までに規定する「地方公共団体」には、次に掲げるものを含むものとする。

一 地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。次号において同じ。）

二 地方公共団体又は地方住宅供給公社が資本金の額又は基金の総額の百分の五十以上を出資し、地域開発の目的で設立した法人

3 第一項第一号から第三号までに規定する「政府関係機関」とは、次に掲げるものをいう。

一 我が国において特別の法律に基づき設立された法人（株式会社及び業として預金の受入れを行う法人を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ 政府が百分の五十を超える出資をしている法人

ロ 政府が出資をしている法人であって、かつ、法律の規定により、当該法人の予算及び決算について国会の議決（承認を含む。）を得又は主務大臣の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人

二 我が国を除くOECD諸国において設立された法人であって、次に掲げる基準に照らし、前号に掲げるものに準ずると認められるもの

（同一人に対する貸付金）
第六条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条の三

イ 当該法人に対する政府の出資の状況
ロ 政府又は監督当局による当該法人の役員の任命の状況
ハ 当該法人の予算及び決算に対する議会等の承認の状況
4 第一項第一号から第三号までに規定する「公企業」とは、政府若しくは地方公共団体が出資をしている法人（第二項各号及び前項各号に該当するものを除く。）及び共済組合等（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項に規定する共済組合等をいう。）その他これらに準ずるものをいう。

（積立勘定資産に係る運用額の制限）

第五条 規則第四十八条第三項及び第四百四十条第三項に規定する金融庁長官が定める資産は、総資産（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するものをいう。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この条及び次条において同じ。）（外国保険会社等にあつては、日本における総資産）のうち債券、貸付金及び貸付有価証券（前条第一項各号に掲げるものに限り。）とし、規則第四十八条第三項及び第四百四十条第三項に規定する金融庁長官が定める割合は、百分の十とする。

（同一人に対する貸付金）

第六条 規則第四十八条の三第一項第一号ロ及び第四百四十条の三第一

第一項第一号ロ及び第四百三条の三第一項第一号ロに規定する金融庁長官の定めるものは、次に掲げるものとする。

一 OECD諸国（OECD加盟国及びIMFの一般借入取極によりIMFと特別な貸付取極を締結している国をいう。第三項第二号において同じ。）の中央政府、地方公共団体、政府関係機関若しくは公企業又は国際機関に対する貸付金

二（略）

2 前項第一号に規定する「地方公共団体」には、次に掲げるものを含むものとする。

一 地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。次号において同じ。）

二 地方公共団体又は地方住宅供給公社が資本金の額又は基金の総額の百分の五十以上を出資し、地域開発の目的で設立した法人

3 第一項第一号に規定する「政府関係機関」とは、次に掲げるものをいう。

一 我が国において特別の法律に基づき設立された法人（株式会社及び業として預金の受入れを行う法人を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 政府が百分の五十を超える出資をしている法人

ロ 政府が出資をしている法人であつて、かつ、法律の規定により、当該法人の予算及び決算について国会の議決（承認を含む

項第一号ロに規定する金融庁長官の定めるものは、次に掲げるものとする。

一 OECD諸国の中央政府、地方公共団体（第四条第二項各号に掲げるものを含む。以下同じ。）、政府関係機関（第四条第三項各号に規定する政府関係機関をいう。以下同じ。）若しくは公企業（第四条第四項に規定する公企業をいう。以下同じ。）又は国際機関に対する貸付金

二（略）

（新設）

（新設）

。）を得又は主務大臣の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人（イに掲げるものを除く。）

二 我が国を除くOECD諸国において設立された法人であつて、次に掲げる基準に照らし、前号に掲げるものに準ずると認められるもの

イ 当該法人に対する政府の出資の状況

ロ 政府又は監督当局による当該法人の役員の任命の状況

ハ 当該法人の予算及び決算に対する議会等の承認の状況

4 第一項第一号に規定する「公企業」とは、政府若しくは地方公共

団体が出資をしている法人（第二項各号及び前項各号に該当するものを除く。）及び共済組合等（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項に規定する共済組合等をいう。）その他これらに準ずるものをいう。

5 規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める資産は、総資産（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するものをいう。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。）

（外国保険会社等にあつては、日本における総資産）のうち貸付金（第一項各号に掲げるものを除く。）及び法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるた

（新設）

2

規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める資産は、総資産（外国保険会社等にあつては日本における総資産）のうち貸付金（前項各号に掲げるものを除く。）及び法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）に限る。）とし、規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める割合は、百

めに必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。」に限る。」とし、規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める割合は、百分の三とする。

（同一人に対する調整対象額等）

第七条 規則第四十八条の六第二項に規定する金融庁長官が定める額は、当該保険会社のする資金の貸付けの額のうち当該保険会社の子会社等（法第九十七条の二第三項に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）が保証（保証予約のうち、債権者たる保険会社が保証契約を成立させる意思の表示をした時から保証契約の効力を生ずるものを含む。）している額その他これに準ずる額とする。

2
（略）

分の三とする。

（同一人に対する調整対象額等）

第七条 規則第四十八条の六第二項に規定する金融庁長官が定める額は、当該保険会社のする資金の貸付けの額のうち当該保険会社の子会社等が保証している額その他これに準ずる額とする。

2
（略）